

いじめ防止対策アクションプラン

児童指導部

いじめ防止対策のために、簡潔で具体的な行動計画(アクションプラン)を作成して指導を徹底していく。また、アクションプランを家庭や地域に公表し、理解と連携を図る。

「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を児童一人一人に徹底できる学校
〈いじめをしない、させない、見逃さない〉

- 【**子どものアクション**】
- あいさつ運動
 - ・小中一貫教育で学期に1回、間中と連携
 - ・学級及び校舎内で子ども同士、教職員や来校者に積極的にあいさつ
 - 明るく楽しい学級づくり
 - ・クラスで共遊
 - ・互いのよいところを見つけ、認め合い
 - ・いじめを許さない(いじめを見たら知らせる等)
 - 間々田小いじめゼロ宣言「間々田小いじめゼロ宣言」を守る

- 【**家庭・地域及び関係機関と連携したアクション**】
- 保護者との連携
 - ・家庭への啓発(新年度の始めにいじめに関する指導について、学校だよりや学年だより等を通して家庭における子どものかかわりを大切にしてもらうことやいじめに関する意識の向上を図る)
 - ・保護者への教育相談体制(学校に気軽に相談できる体制づくり及びスクールカウンセラーの活用を図る)
 - ・解決に向けての協働一致した取組(いじめられている子ども及びいじめている子どもの保護者との連携を図る)
 - 地域との連携
 - ・本プランをホームページで公開
 - 関係機関との密な連携
 - ・民生委員及び児童委員、市子育て家庭支援課との連携
 - ・市教委及び必要に応じて警察、児童相談所、医療機関等と連携

- 【**教職員のアクション**】
- ①未然防止のために
 - ア いじめを出さない学級づくり**
 - ・「ルールの徹底」と「リレーションの確立」
 - イ 教育相談を生かした学級経営**
 - ・年2回のQU実施とその結果をふまえた学級づくり
 - ・各学年の実態に応じて、エンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施
 - ・ピアサポートの実施(1年生入学時・運動会 その他)
 - ウ 教員の指導力向上**
 - ・児童の実態を常に肌で感じ取り、児童に居がいを与えられる教員
 - エ 「楽しい授業」「わかる授業」の実施**
 - オ 道徳教育・特別活動(学級活動・学校行事)等の充実**
 - ②早期発見のために
 - ア 2ヶ月に1回のアンケート調査**
 - イ 教育相談体制の充実**
 - ・年2回全児童との定期教育相談
 - ・スクールカウンセラー及び心の相談員の積極的活用
 - ウ 学年担任・学校担任の意識を全職員が持ち、いじめの兆しを見逃さずに連絡しあえる体制づくり**
 - エ 情報共有タイムでの情報交換及び話し合い**
 - ③早期対応(担任が一人で背負い込むのではなく、組織として対応)
いじめ防止対策委員会を活用した「対応チーム」の編成、問題行動等対策会議による共有
 - ア 目的を明確にし、いじめられている児童、いじめている児童、観衆、傍観者、学級全体など対象を明確にした指導・援助**
 - イ 保護者への対応の明確化**